

## 由比ガ浜地下駐車場指定管理業務 業務の基準（現行 一部抜粋）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この業務の基準は、タイムズ24株式会社・タイムズサービス株式会社グループ（以下「指定管理者」という。）が行う由比ガ浜地下駐車場（以下「駐車場」という。）の指定管理業務（以下「管理業務」という。）において満たさなければならない条件を定めるもので、管理業務の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

#### （業務処理の心得）

第2条 常に親切丁寧な態度で駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）及び駐車場の利用に関する問合せを行う者に接するとともに、迅速かつ適切に業務を処理すること。

2 常に駐車場内の警備に万全を期すこと。

3 常日頃から次の事項を想定の上、災害等緊急時への対応に万全を期すこと。

- (1) 台風・豪雨・地震等の異常気象時における施設の保全管理
- (2) 駐車場内での施設損傷事故及び盗難等の犯罪の発生への対処
- (3) 駐車場閉鎖後の利用者の入退場及び出庫要望への対処
- (4) 駐車場内での火災発生への対処
- (5) 凍雪害への対処
- (6) その他不測の事態

### 第2章 駐車場運営業務

#### 第1節 利用料金徴収業務

#### （駐車券の交付）

第3条 入庫する利用者に対して、駐車券発行機により駐車券を交付すること。

2 前項の駐車券発行機の故障等により、駐車券を発行できないときは、補助駐車券を作成のうえ手渡しで交付すること。

#### （駐車券の回収及び利用料金等の収受）

第4条 出庫する利用者から自動精算機により駐車券を回収するとともに、所定の利用料金等を収受すること。

2 自動料金精算機の故障等により、利用料金等の算定及び利用料金等の収受ができないときは、管理室又は出庫口において、利用者から直接駐車券を回収し、及び緑化協力金への協力の有無を確認し、並びに駐車時間及び利用料金等を算出のうえ所定の利用料金等を収受すること。

(利用料金の減免)

- 第5条 由比ガ浜地下駐車場管理規程第10条第3項に規定する神奈川県藤沢土木事務所長(以下「所長」という。)発行の「神奈川県道路附属物自動車駐車場利用料金減免承認通知書」(以下「利用料金減免承認書」という。)を利用者が持参した場合、その利用料金を減免すること。
- 2 所長は、利用料金減免承認書を発行した場合は、あらかじめ指定管理者に通知するものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、各号に掲げる手帳を職員に提示することにより利用料金(普通自動車に限る。)を2分の1の額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に減額すること。ただし、複数の手帳が提示された場合であっても、重複した減額を行わないものとする。
- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者が利用するとき。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき。
- (3) 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所の判定により知的障害者とされた者に交付される手帳その他これに類するものの交付を受けている者が利用するとき。
- (4) 前3号のいずれかに掲げる者を同乗させている者が利用するとき。
- 4 神奈川県EV・FCV認定カードに記載されている電気自動車等が駐車場を利用する場合は、当該カードを職員に提示することにより利用料金(普通自動車に限る)を2分の1の額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に減額すること。ただし、前項と重複した減額を行わないものとする。
- 5 第1項、第3項又は前項の規定による減免を行う場合は、駐車券を所定の認証機に通して刻印し、利用者に交付すること。

(時間制利用の利用期間)

- 第6条 由比ガ浜地下駐車場管理規程第5条ただし書きの規定により、所長が特に必要があると認め、その旨を指定管理者に通知した場合、同一の車両を引き続き1週間を超えて駐車させることができるものとする。

第2節 駐車場一般業務

(開場)

- 第7条 駐車場を開場する前には各種設備の点検を行い、正常な機器の作動及び場内の安全を確認してから開場するものとする。

(閉鎖)

- 第8条 開場時間が終了し、駐車場を閉鎖する場合は、あらかじめ場内放送で営業終了(閉鎖)

予告を行い、駐車場内の巡回により残留する車両を確認するとともに、利用者が残留している場合は速やかに退出するよう呼びかけを行うこと。

- 2 監視カメラによる確認及び駐車場内の巡回により、残留者がいないこと及び火災等の原因となる不審物が無いことを確認した上で、駐車場を閉鎖すること。

(場内監視及び巡回)

第9条 通常時においては、巡回又は管理事務室内のITVカメラのモニターにより監視を行い、異常を発見した際及び利用者から非常時の呼出しがあった際は、速やかに対応すること。

- 2 開場時間中は、駐車車両及び施設状況の確認並びに汚損、不審者及び不審車両の発見に努め、警備保安に万全を期すること。また、併せて各種機器が正常に作動しているか確認を行うこと。

- 3 エレベーター、トイレ、階段、地下2階における壁際の駐車ます等、死角となりやすい区画については、特に注意して巡回すること。

(車両の誘導と案内)

第10条 利用者が場内を迷走することのないよう、適切な場所へ誘導案内を行うこと。また、不適切な場所へ駐車しようとしている利用者に対し、適切な場所へ誘導案内を行うこと。

(設備機器の操作運転)

第11条 換気設備については、場内の一酸化炭素濃度が10.0ppmを超えないように常時、濃度計を確認し、必要に応じて運転を行うこと。

- 2 照明設備については、場内の利用状況に応じて操作し、車両等の進行、駐車等に支障が生じないように留意すること。
- 3 給排水衛生設備については、操作を適切に実施し、駐車場の保全衛生等に十分留意すること。
- 4 待合いホール等のエアコン空調設備については、利用者に不快な感じを与えないよう適宜必要に応じて運転を行うこと。
- 5 利用状況に応じて、地下二階の閉鎖並びに照明範囲及び換気回数等の調整を行い、光熱費の縮減に努めること。

### 第3節 事故等の処理

(事故等の処理)

第12条 駐車場内において車両事故、施設損傷事故、安全管理の妨げとなりうる事案又は管理業務に対する苦情若しくは意見があった場合は、「事故・不祥事等に関する報告書(第1号様式)」を速やかに作成のうえ、所長に報告すること。ただし、緊急を要する場合は、必要な応急処置を実施したのち、報告するものとする。

(不正利用者に対する措置)

第13条 不正利用者があった場合は、その事実及び証拠をできる限りの確に把握収集し、「不

正利用調書（第2号様式）」を作成の上、速やかに所長に報告し、その指示を受けること。

（盗難等の犯罪の発生への対処）

第14条 監視モニターによるビデオ録画は最低1週間保存することとし、別途、県が示す方針に沿って管理すること。

2 盗難等の犯罪の発生を確認した場合は、場内放送により利用者に注意を促すこと。

（駐車場閉鎖後の入場又は出庫の要望への対応）

第15条 駐車場閉鎖後の入場又は出庫の要望への対応として、夜間警備員等の連絡先を出入口外側等に明示すること。

2 原則として開場時間外の出庫及び利用者の入場は禁止するものであるが、緊急でやむを得ない場合は、必要な対応をとること。

3 警察、消防その他の公的機関から入庫の要請があった場合は、要請があった時点で、必要な対応をとるものとし、事後、速やかに所長へ報告するものとする。

4 開場時間外の出庫について、やむを得ず認められた場合は営業時間内の料金に加えて、1泊料金を超えない範囲で追加時間料金を徴収すること。

5 駐車場閉鎖後、場内残留者が確認された場合は、速やかに退出させること。

#### 第4節 駐車場の役割発揮

（駐車場の役割発揮）

第16条 利用者サービスの向上、駐車場の利用促進及び地域イベントとの連携について、年度協定に基づき、確実に事業内容を実施すること。

#### 第5節 その他

（公共料金の支払い）

第17条 駐車場の運営に必要な電気料金及び上下水道使用料金の支払いを行うこと。

（各種保険への加入）

第18条 駐車場運営上の不測の事態に備え、次の保険に加入すること。

- (1) 自動車管理者賠償責任保険
- (2) 施設賠償責任保険
- (3) 動産総合保険

### 第3章 施設の管理保全

#### 第1節 設備保守点検

（設備保守点検）

第19条 施設に付帯する設備機器類が円滑に作動するよう、法定点検を含めた保守点検業務を

行うこと。

(換気設備フィルターの交換等)

第20条 駐車場内の換気設備におけるプレフィルター及び除塩フィルターは、汚れの程度に応じて洗浄又は交換すること。

(自家発電設備)

第21条 自家発電設備については、試運転を適宜行い、常にその機能が発揮できる状態を維持しておくこと。

## 第2節 施設の保全

(清掃作業)

第22条 利用者に不快感を与えないよう、場内の清掃作業を実施し、美観を損なわないよう努めること。

2 一般廃棄物の処理については、鎌倉市指定の処理業者と契約し、場内の廃棄物処理に留意すること。

(開場時間外の警備)

第23条 駐車場の開場時間外は、各出入口口に機械警備装置を設置し、防犯対策に万全を期すこと。

(施設等の破損等)

第24条 施設等が破損し、又は汚損したときは、速やかに「施設等破損・汚損報告書(第3号様式)」を作成のうえ、所長に報告するとともに、その対応について協議すること。ただし、緊急を要する場合は、必要な応急措置を実施したのち、報告するものとする。

## 第3節 災害等緊急対応

(適用範囲)

第25条 災害等緊急対応として、本基準のほか藤沢土木事務所が作成する「道路管理の緊急対応手引き」に則ること。

(緊急時の体制)

第26条 各年度当初に、藤沢土木事務所及び管理業務各関係者(以下「関係者」という。)との連絡体制を記した「由比ガ浜地下駐車場 緊急連絡網(第4号様式)」及び「由比ガ浜地下駐車場 緊急対応業者リスト(第5号様式)」を作成し、所長の承認を得ること。

2 所長の承認を得た後は、速やかに関係者へ周知すること。

(異常気象時における施設の保全管理)

第 27 条 気象情報により豪雨が予想される場合は、あらかじめ排水ポンプ施設の正常な作動の確認と入出庫路及び階段入口部の排水側溝にごみ詰り等不具合がないか確認しておくこと。

2 高潮、津波、豪雨による出水等が予測される場合は、入出庫路に角落としを設置すること。ただし、この場合あらかじめ所長の承認を受けるものとする。

3 鎌倉市内で気象庁から大津波警報が発令された場合は開場中であっても角落としを設置すること。

4 鎌倉市内で気象庁の発表する最大震度 4 以上の地震が発生した場合は、速やかに場内を巡回し、エレベーター等施設に異常がないか確認すること。

5 鎌倉市内で気象庁の発表する最大震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、場内巡回により入出庫路等施設の安全と駐車場の防災機器に故障がないことを確認するまで、利用者の入場及び車両の入庫を禁ずること。

(火災、出水発生時の緊急処理)

第 28 条 火災が発生したときは、ただちに消火活動に努め、利用者の安全を図るとともに、消防署、警察署及び藤沢土木事務所道路維持課緊急連絡員に急報するものとし、特に防火扉の閉鎖に際しては、駐車場内に残留者のないことを必ず確認すること。

2 高潮、津波、豪雨による出水等の恐れがあるときは、水防体制を整え、その措置にあたること。また、水防体制を整えた際は、その旨、藤沢土木事務所道路維持課へ報告すること。

(凍雪害への対処)

第 29 条 入出庫路の降雪、凍結状況により、除雪、凍結防止剤散布、交通止めなどの措置を行うこと。ただし、交通止めを行う場合は、あらかじめ所長の承認を受けて行うものとする。

2 降雪及び路面凍結等が予想される場合は、開場前に積雪、凍結の状況を確認し、必要に応じて除雪及び凍結防止剤の散布を行うこと。また、開場することが危険と判断される場合には、所長と協議すること。

(その他の不測の事態への対処)

第 30 条 その他不測の事態が発生した場合は、すみやかに所長へ報告するとともに、指示を受けること。また、必要に応じ第 26 条の連絡網により関係者へ報告すること。

## 第 4 章 業務管理

(管理業務の業務日報)

第 31 条 管理業務について、年度協定で定める日報で管理し、実施状況を常に把握すること。

(県への業務報告)

第 32 条 前条の日報を基に、年度協定で定める月例業務報告書にまとめ、毎月業務終了後 25 日以内に所長へ提出すること。

## 片瀬海岸地下駐車場指定管理業務 業務の基準（現行 一部抜粋）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この業務の基準は、株式会社湘南なぎさパーク（以下「指定管理者」という。）が行う片瀬海岸地下駐車場（以下「駐車場」という。）の指定管理業務（以下「管理業務」という。）において満たさなければならない条件を定めるもので、管理業務の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

#### （業務処理の心得）

第2条 常に親切丁寧な態度で駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）及び駐車場の利用に関する問合せを行う者に接するとともに、迅速かつ適切に業務を処理すること。

2 常に駐車場内の警備に万全を期すこと。

3 常日頃から次の事項を想定の上、災害等緊急時への対応に万全を期すこと。

- (1) 台風・豪雨・地震等の異常気象時における施設の保全管理
- (2) 駐車場内での施設損傷事故及び盗難等の犯罪の発生への対処
- (3) 駐車場閉鎖後の利用者の入退場及び出庫要望への対処
- (4) 駐車場内での火災発生への対処
- (5) 凍雪害への対処
- (6) その他不測の事態

### 第2章 駐車場運営業務

#### 第1節 利用料金徴収業務

#### （駐車券の交付）

第3条 入庫する利用者に対して、駐車券発行機により駐車券を交付すること。

2 前項の駐車券発行機の故障等により、駐車券を発行できないときは、補助駐車券を作成のうえ手渡しで交付すること。

#### （駐車券の回収及び利用料金等の収受）

第4条 出庫する利用者から自動精算機により駐車券を回収するとともに、所定の利用料金等を収受すること。

2 自動料金精算機の故障等により、利用料金等の算定及び利用料金等の収受ができないときは、管理室又は出庫口において、利用者から直接駐車券を回収し、及び緑化協力金への協力の有無を確認し、並びに駐車時間及び利用料金等を算出のうえ所定の利用料金等を収受すること。

(利用料金の減免)

- 第5条 片瀬海岸地下駐車場管理規程第10条第3項に規定する神奈川県藤沢土木事務所長(以下「所長」という。)発行の「神奈川県道路附属物自動車駐車場利用料金減免承認通知書」(以下「利用料金減免承認書」という。)を利用者が持参した場合、その利用料金を減免すること。
- 2 所長は、利用料金減免承認書を発行した場合は、あらかじめ指定管理者に通知するものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、各号に掲げる手帳を職員に提示することにより利用料金(普通自動車に限る。)を2分の1の額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に減額すること。ただし、複数の手帳が提示された場合であっても、重複した減額は行わないものとする。
- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者が利用するとき。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき。
- (3) 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所の判定により知的障害者とされた者に交付される手帳その他これに類するものの交付を受けている者が利用するとき。
- (4) 前3号のいずれかに掲げる者を同乗させている者が利用するとき。
- 4 神奈川県EV・FCV認定カードに記載されている電気自動車等が駐車場を利用する場合は、当該カードを職員に提示することにより利用料金(普通自動車に限る)を2分の1の額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に減額すること。ただし、前項と重複した減額は行わないものとする。
- 5 第1項、第3項又は前項の規定による減免を行う場合は、駐車券を所定の認証機に通して刻印し、利用者に交付すること。

(時間制利用の利用期間)

- 第6条 片瀬海岸地下駐車場管理規程第5条ただし書きの規定により、所長が特に必要があると認め、その旨を指定管理者に通知した場合、同一の車両を引き続き1週間を超えて駐車させることができるものとする。

第2節 駐車場一般業務

(開場)

- 第7条 駐車場を開場する前には各種設備の点検を行い、正常な機器の作動及び場内の安全を確認してから開場するものとする。

(閉鎖)

- 第8条 開場時間が終了し、駐車場を閉鎖する場合は、あらかじめ場内放送で営業終了(閉鎖)

予告を行い、駐車場内の巡回により残留する車両を確認するとともに、利用者が残留している場合は速やかに退出するよう呼びかけを行うこと。

- 2 監視カメラによる確認及び駐車場内の巡回により、残留者がいないこと及び火災等の原因となる不審物が無いことを確認した上で、駐車場を閉鎖すること。

#### (場内監視及び巡回)

第9条 通常時においては、巡回又は管理事務室内のITVカメラのモニターにより監視を行い、異常を発見した際及び利用者から非常時の呼出しがあった際は、速やかに対応すること。

- 2 開場時間中は、駐車車両及び施設状況の確認並びに汚損、不審者及び不審車両の発見に努め、警備保安に万全を期すること。また、併せて各種機器が正常に作動しているか確認を行うこと。

- 3 エレベーター、トイレ、階段、地下2階における壁際の駐車ます等、死角となりやすい区画については、特に注意して巡回すること。

#### (車両の誘導と案内)

第10条 利用者が場内を迷走することのないよう、適切な場所へ誘導案内を行うこと。また、不適切な場所へ駐車しようとしている利用者に対し、適切な場所へ誘導案内を行うこと。

#### (設備機器の操作運転)

第11条 換気設備については、場内の一酸化炭素濃度が10.0ppmを超えないように常時、濃度計を確認し、必要に応じて運転を行うこと。

- 2 照明設備については、場内の利用状況に応じて操作し、車両等の進行、駐車等に支障が生じないよう留意すること。
- 3 給排水衛生設備については、操作を適切に実施し、駐車場の保全衛生等に十分留意すること。
- 4 利用状況に応じて、地下二階の閉鎖並びに照明範囲及び換気回数等の調整を行い、光熱費の縮減に努めること。

### 第3節 事故等の処理

#### (事故等の処理)

第12条 駐車場内において車両事故、施設損傷事故、安全管理の妨げとなりうる事案又は管理業務に対する苦情若しくは意見があった場合は、「事故・不祥事等に関する報告書(第1号様式)」を速やかに作成のうえ、所長に報告すること。ただし、緊急を要する場合は、必要な応急処置を実施したのち、報告するものとする。

#### (不正利用者に対する措置)

第13条 不正利用者があった場合は、その事実及び証拠をできる限りの確に把握収集し、「不正利用調書(第2号様式)」を作成の上、速やかに所長に報告し、その指示を受けること。

(盗難等の犯罪の発生への対処)

第14条 監視モニターによるビデオ録画は最低1週間保存することとし、別途、県が示す方針に沿って管理すること。

2 盗難等の犯罪の発生を確認した場合は、場内放送により利用者に注意を促すこと。

(駐車場閉鎖後の入場又は出庫の要望への対応)

第15条 駐車場閉鎖後の入場又は出庫の要望への対応として、夜間警備員等の連絡先を出入口外側等に明示すること。

2 原則として開場時間外の出庫及び利用者の入場は禁止するものであるが、緊急でやむを得ない場合は、必要な対応をとること。

3 警察、消防その他の公的機関から入庫の要請があった場合は、要請があった時点で、必要な対応をとるものとし、事後、速やかに所長へ報告するものとする。

4 開場時間外の出庫について、やむを得ず認めた場合は営業時間内の料金に加えて、1泊料金を超えない範囲で追加時間料金を徴収すること。

5 駐車場閉鎖後、場内残留者が確認された場合は、速やかに退出させること。

#### 第4節 駐車場の役割発揮

(駐車場の役割発揮)

第16条 利用者サービスの向上、駐車場の利用促進及び地域イベントとの連携について、年度協定に基づき、確実に事業内容を実施すること。

#### 第5節 その他

(公共料金の支払い)

第17条 駐車場の運営に必要な電気料金及び上下水道使用料金の支払いを行うこと。

(各種保険への加入)

第18条 駐車場運営上の不測の事態に備え、次の保険に加入すること。

- (1) 自動車管理者賠償責任保険
- (2) 施設賠償責任保険
- (3) 動産総合保険

### 第3章 施設の管理保全

#### 第1節 設備保守点検

(設備保守点検)

第19条 施設に付帯する設備機器類が円滑に作動するよう、法定点検を含めた保守点検業務を行うこと。

(換気設備フィルターの交換等)

第20条 駐車場内の換気設備におけるプレフィルター及び除塩フィルターは、汚れの程度に応じて洗浄又は交換すること。

(自家発電設備)

第21条 自家発電設備については、試運転を適宜行い、常にその機能が発揮できる状態を維持しておくこと。

## 第2節 施設の保全

(清掃作業)

第22条 利用者に不快感を与えないよう、場内の清掃作業を実施し、美観を損なわないよう努めること。

2 一般廃棄物の処理については、藤沢市指定の処理業者と契約し、場内の廃棄物処理に留意すること。

(開場時間外の警備)

第23条 駐車場の開場時間外は、各出入口口に機械警備装置を設置し、防犯対策に万全を期すこと。

(施設等の破損等)

第24条 施設等が破損し、又は汚損したときは、速やかに「施設等破損・汚損報告書(第3号様式)」を作成のうえ、所長に報告するとともに、その対応について協議すること。ただし、緊急を要する場合は、必要な応急措置を実施したのち、報告するものとする。

## 第3節 災害等緊急対応

(適用範囲)

第25条 災害等緊急対応として、本基準のほか藤沢土木事務所が作成する「道路管理の緊急対応手引き」に則ること。

(緊急時の体制)

第26条 各年度当初に、藤沢土木事務所及び管理業務各関係者(以下「関係者」という。)との連絡体制を記した「片瀬海岸地下駐車場 緊急連絡網(第4号様式)」及び「片瀬海岸地下駐車場 緊急対応業者リスト(第5号様式)」を作成し、所長の承認を得ること。

2 所長の承認を得た後は、速やかに関係者へ周知すること。

(異常気象時における施設の保全管理)

第27条 気象情報により豪雨が予想される場合は、あらかじめ排水ポンプ施設の正常な作動の確認と入出庫路及び階段入口部の排水側溝にごみ詰り等不具合がないか確認しておくこと。

- 2 高潮、津波、豪雨による出水等が予測される場合は、入出庫路に角落としを設置すること。ただし、この場合あらかじめ所長の承認を受けるものとする。
- 3 藤沢市内で気象庁から大津波警報が発令された場合は開場中であっても角落としを設置すること。
- 4 藤沢市内で気象庁の発表する最大震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに場内を巡回し、エレベーター等施設に異常がないか確認すること。
- 5 藤沢市内で気象庁の発表する最大震度5弱以上の地震が発生した場合は、場内巡回により入出庫路等施設の安全と駐車場の防災機器に故障がないことを確認するまで、利用者の入場及び車両の入庫を禁ずること。

(火災、出水発生時の緊急処理)

第28条 火災が発生したときは、ただちに消火活動に努め、利用者の安全を図るとともに、消防署、警察署及び藤沢土木事務所道路維持課緊急連絡員に急報するものとし、特に防火扉の閉鎖に際しては、駐車場内に残留者のないことを必ず確認すること。

- 2 高潮、津波、豪雨による出水等の恐れがあるときは、水防体制を整え、その措置にあたること。また、水防体制を整えた際は、その旨、藤沢土木事務所道路維持課へ報告すること。

(凍雪害への対処)

第29条 入出庫路の降雪、凍結状況により、除雪、凍結防止剤散布、交通止めなどの措置を行うこと。ただし、交通止めを行う場合は、あらかじめ所長の承認を受けて行うものとする。

- 2 降雪及び路面凍結等が予想される場合は、開場前に積雪、凍結の状況を確認し、必要に応じて除雪及び凍結防止剤の散布を行うこと。また、開場することが危険と判断される場合には、所長と協議すること。

(その他の不測の事態への対処)

第30条 その他不測の事態が発生した場合は、すみやかに所長へ報告するとともに、指示を受けること。また、必要に応じ第26条の連絡網により関係者へ報告すること。

## 第4章 業務管理

(管理業務の業務日報)

第31条 管理業務について、年度協定で定める日報で管理し、実施状況を常に把握すること。

(県への業務報告)

第32条 前条の日報を基に、年度協定で定める月例業務報告書にまとめ、毎月業務終了後25日以内に所長へ提出すること。